第 八 管 区 海 上 保 安 本 部 公 示 第 ７２ 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第８条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和８年１０月２７日

第八管区海上保安本部長

丹野　博信（公印省略）

１　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（１）名称　兵庫県但馬県民局

（２）住所　兵庫県豊岡市幸町７番１１号

２　水路測量を実施する区域及び期間

（１）区域　津居山港（別添付図参照）

（２）期間　令和８年１１月２３日から令和９年３月２６日までのうち１日間

３　水路測量の実施方法

シングルビーム音響測深機による測深及びＧＮＳＳによる船位決定

４　航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第６条に定める標識を掲揚する

付　図

